

犯罪被害直接支援 活動員養成講座



多くの人は犯罪のニュースを見ることはあっても、日常生活の中でまさか自分や家族など大切な人たちが犯罪に巻き込まれることはないと思っていますが、被害に遭うとそれまでの生活から、多くのことが一変します。犯罪は、生命や心身の健康、財産、名誉など多くのものを奪い傷つけます。

北海道被害者相談室では犯罪被害者やその家族に対し、犯罪被害相談員がカウンセリング技法を用いて、相談活動やこころのケアを行い、以前の日常生活に戻れるように支援を行っています。犯罪被害者自身の力で元の生活を取り戻すための助力として付き添い支援等の活動を行う犯罪被害直接支援活動員になり支援の輪を広げませんか？

- ①講座会場：道民活動センタービル（かでのる2・7）5階 510会議室、550会議室
（札幌市中央区北2条西7丁目1）
- ②講座日時：平成30年 2月 1日（木）9：30～16：50
平成30年 2月 8日（木）9：30～16：50
平成30年 2月 15日（木）9：30～16：50
- ③講座内容：直接支援活動員としての基本及び実務、緊急対応について
※カリキュラムについては別紙添付
- ④担当講師：精神科医、弁護士、有識者、札幌地方検察庁担当官、札幌地方裁判所担当官
北海道警察犯罪被害者支援室担当官、犯罪被害当事者及びその家族、
当相談室担当者等を講師として予定しています。
（詳細はカリキュラムに掲載します。）
- ⑤募集人数：20名（全3回受講できる方を対象）
- ⑥受講料：10,800円（税込・資料代込）
※全3回受講を前提に実施するため返金等は行っておりません。
- ⑦応募方法：受講申込書等に記入し、事務局にお送りください。（※1月22日必着）
選考の上、受講者には受講通知書を送付いたします。



お問い合わせ：公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
北海道被害者相談室

〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1
道民活動センタービル（かでのる2・7）5階

TEL：011-251-6408 FAX：011-271-5068（事務局担当者）